



三重県公報

令和6年7月16日（火）

第 532 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
515	富山県及び石川県における三重県県税条例の規定により延長した県税の申告等の期限の指定	（税 務 企 画 課）	2
516	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（健 康 推 進 課）	2
517	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（障 が い 福 祉 課）	2
	公 告		
	指定管理者の募集	（東 紀 州 振 興 課）	3
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	（農 地 調 整 課）	4
	公共測量を実施する旨の通知	（公 共 用 地 課）	4
	土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	（都 市 政 策 課）	4
	開発行為に関する工事の完了	（建 築 開 発 課）	4
	特 定 調 達 公 告		
	随意契約の相手方を決定した旨	（税 務 企 画 課）	5
	落札者を決定した旨	（管 財 課）	5

告 示

三重県告示第 515 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、富山県及び石川県における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長（令和 6 年三重県告示第 41 号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの間に到来する不動産取得税、自動車税種別割（条例第 137 条の 6 に規定する賦課期日後に納税義務が発生したものを除く。）、鉾区税及び県固定資産税について、同月 2 日とします。

令和 6 年 7 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

都道府県名	指 定 地 域
富山県	全ての市町村
石川県	全ての市町村

三重県告示第 516 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 7 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	はちみつ薬局	桑名市大仲新田屋敷 327 番地 77	令和 6 年 7 月 1 日
薬局	スギ薬局 伊勢船江店	伊勢市船江 2 丁目 4 番 25 号	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションひかり	桑名市柳原 121 番地 1 NOZAWAビル 2 階	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション プロケア	四日市市天力須賀 4-7-28-2 階	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション はぜゆり	多気郡明和町斎宮 3677-7 番地	令和 6 年 7 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションはっぴい	北牟婁郡紀北町上里 945-4	令和 6 年 7 月 1 日

三重県告示第 517 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 7 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7		薬局	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605		薬局	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	山の手こころ薬局	津市一身田上津部田 1413-11		薬局	令和 6 年 7 月 1 日
薬局	調剤薬局キタオカ松阪店	松阪市若葉町 486-2		薬局	令和 6 年 7 月 1 日
薬局	スギ薬局 伊勢船江店	伊勢市船江 2 丁目 4 番 25 号		薬局	令和 6 年 7 月 1 日
薬局	はちみつ薬局	桑名市大仲新田屋敷 327 番地 77		薬局	令和 6 年 7 月 1 日

訪問看護	フレシア訪問看護ステーション四日市	四日市市赤堀南町 2-25		訪問看護	令和 6 年 7 月 1 日
------	-------------------	---------------	--	------	-------------------

公 告

次のとおり三重県立熊野古道センターに係る指定管理者を募集します。

令和 6 年 7 月 16 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 施設の概要

(1) 名称

三重県立熊野古道センター

(2) 所在地

三重県尾鷲市大字向井字村島 12 番 4

(3) 規模等

開設 平成 19 年 2 月

敷地面積 33,265.98 m²

延床面積 2,429.33 m²（多目的交流棟 852.93 m²、展示棟 852.93 m²及び研究収蔵棟 723.47 m²）

2 指定期間（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県立熊野古道センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務

(2) センターの施設等の利用の許可等に関する業務

(3) センターの利用料金の収受等に関する業務

(4) センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(5) センターの管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7 の場所で、令和 6 年 7 月 16 日（火）から同月 31 日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」といいます。）は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで配布します。

なお、郵送を希望する場合には、あて先を明記し 380 円分の切手を貼付した規格内の返信用封筒を同封の上、7 の場所へ請求してください。

また、募集要項については、県ホームページからもダウンロードすることができます。

(3) 現地説明会

令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 2 時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7 の場所へ、令和 6 年 8 月 27 日（火）から同年 9 月 3 日（火）までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は休日を除いた午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）

とし、郵送の場合は書留郵便で令和 6 年 9 月 3 日（火）午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県立熊野古道センター指定管理者選定委員会で申請者の審査を行い、指定管

理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1番1号

三重県紀北地域活性化局地域活性化防災室 担当 森田

電話 0597-23-3407

ファクシミリ 0597-23-2130

電子メール ochiiki@pref.mie.lg.jp

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業 用排水施設整備事業（小規模）行部地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年7月16日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年7月17日から同年8月14日まで

3 縦覧の場所

明和町役場産業振興課（明和町大字馬之上945番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野農林事務所長から通知がありました。

令和6年7月16日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び路線測量）

2 作業期間

令和6年7月8日から同年12月23日まで

3 作業地域

南牟婁郡御浜町大字下市木

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、令和6年6月26日付けで、鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業の換地処分を行った旨、鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業施行者から届出がありました。

令和6年7月16日

三重県知事 一 見 勝 之

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和6年7月16日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
---------	--------------------	----------------

令和6年 7月1日	伊賀市外山字中田 714	伊賀市外山 200 株式会社トーミック 取締役社長 田中 康熙
令和6年 7月2日	伊勢市小俣町相合 1273-1 ほか1筆	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷 泰介
令和6年 7月3日	いなべ市北勢町阿下喜字中川原 3342-2 ほか1筆	四日市市鶴の森1丁目4-28 ユマニテクプラ ザ4階 大和リース株式会社三重支店 支店長 内藤 浩次

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年7月16日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特 定 役 務 の 名 称 地方税共通納税システムの対象税目拡大（自動車税種別割以外）に対応する総合税システム仕様変更業務委託
- 2 担 当 部 局 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年6月28日
- 4 契 約 の 相 手 方 三重県津市羽所町 700 番地
富士通 J a p a n 株式会社東海公共ビジネス部 部長 馬淵 正人
- 5 契 約 金 額 108,172,460 円（うち消費税及び地方消費税 9,833,860 円）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号及び第2号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年7月16日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 物 品 等 の 名 称 及 び 数 量 三重県本庁舎議事堂委員会室音響設備等機器更新（設置・調整を含む）一式
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部管財課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和6年6月12日
- 4 落 札 者 三重県桑名市大字東方 649 番地 1
朝日電気工業株式会社三重営業所 所長 山田 春夫
- 5 落 札 金 額 入札価格 93,000,000 円
契約金額 102,300,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和6年4月23日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
